

平成 23 年 5 月 30 日

災害廃棄物処理指針

宮城県環境生活部

(平成 23 年 5 月)

I	基本的方針	1
1	処理主体	1
2	処理期間	1
3	処理方法	1
4	対象区域及び対象物	1
II	発生量の推計	1
III	災害廃棄物の処理	2
	【図5】船舶の処理フロー	6
1	定義	7
2	災害廃棄物該当性	7
3	災害廃棄物の撤去処理	8
4	解体・撤去現場から一次仮置き場への運搬	11
5	一次仮置き場	12
6	一次仮置き場から二次仮置き場への運搬	14
7	二次仮置き場	15
8	二次置き場から最終処分先への運搬	18
9	再生利用	18
10	最終処分	19
	【資料1】東北地方太平洋沖における損壊家屋等の撤去等に関する指針	
	【資料2】東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）	
	【資料3】東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ & A	
	【資料4】津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について	
	【資料5】廃石綿が混入した災害廃棄物について	

災害廃棄物処理指針

I 基本の方針

1 処理主体

本来、災害廃棄物の処理は市町村が実施するが、東日本大震災においては、津波の被害を受けた市町が自ら処理することが困難な場合には、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務の委託により、県が処理を行う。

2 処理期間

被災地復興と環境への配慮について整合性を図りながら概ね 1 年を目標として被災地から搬出し、概ね 3 年以内に処理を終了するものとする。

3 処理方法

原則として一次仮置き場で可燃物、不燃物、特定品目に分別してから、二次仮置き場に搬送する。その後、再生利用できるように中間処理し、極力、焼却処分や埋立処分する量を減らすものとする。

4 対象区域及び対象物

宮城県内において地震及び津波被害により発生した廃棄物の処理に適用する。

II 発生量の推計

地震・津波被害により発生した廃棄物及び今後解体等に伴い発生が見込まれる廃棄物の総量を約 1,500～1,800 万トンと推計した。

津波による被害については、震災翌日の航空写真より浸水地域を推定し、住宅地図から浸水地域内の被災建築物を一般家屋約 14 万棟、工場・事業場を約 700 棟と推計、建築物由来のがれき及び家財等のほか、養殖施設等産業系、流木等自然系、その他自動車、漁船等を対象に推計した。また、地震による被害については、住宅・建築物系のほか道路等から発生するがれきを対象として推計した。

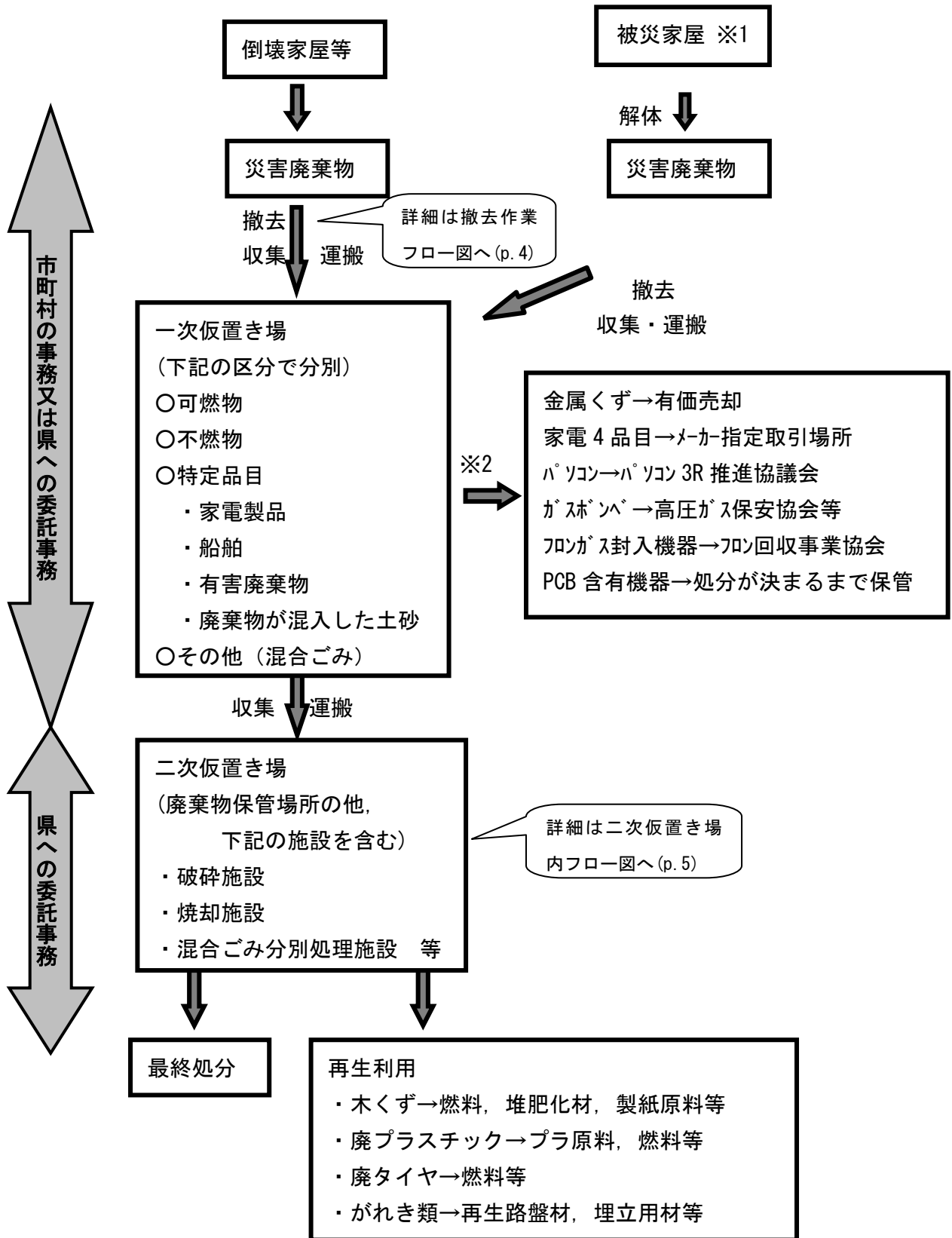
なお、推計した時点で算定に加えていない鉄道、堤防等施設、工場内機器等について、今後被害の実態を把握し、積算していく。

Ⅲ 災害廃棄物の処理

【図1】災害廃棄物の具体例

		
<p>木くず</p>	<p>金属くず</p>	<p>家電類</p>
		
<p>吹き付け石綿 (写真出典：目で見えるアスベスト建材(国土交通省))</p>	<p>PCB 含有機器(トランス)</p>	<p>PCB 含有機器(コンデンサー)</p>
		
<p>感染性廃棄物(医療系廃棄物) 使用済注射針や血の付いたガーゼ等</p>	<p>バイオハザードマーク 感染性廃棄物が入った箱等に表示 赤, 橙, 黄色で標記されることも有</p>	<p>混合ごみ</p>
		
<p>廃棄物が混入した土砂</p>	<p>船舶</p>	<p>自動車</p>

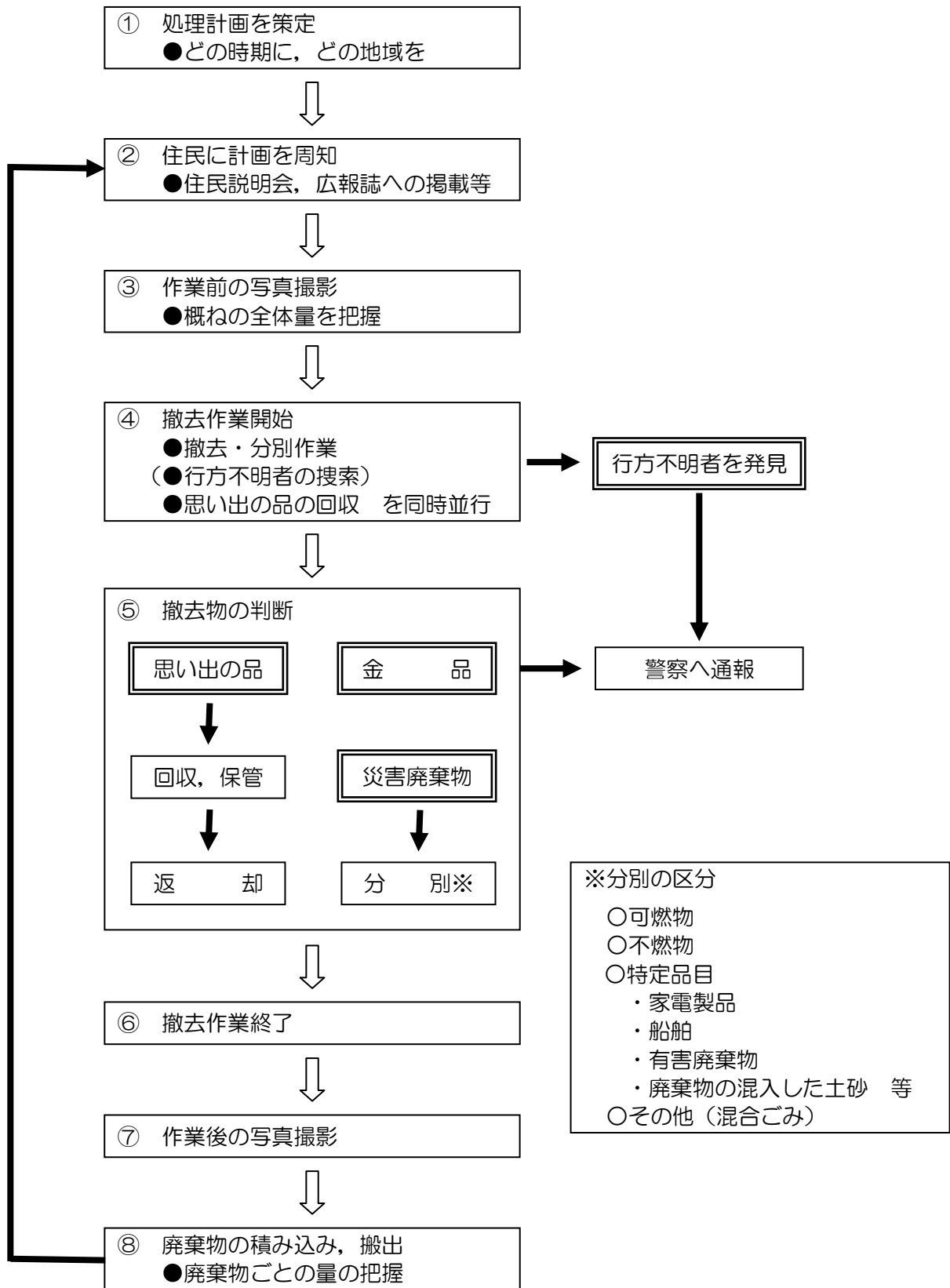
【図2】災害廃棄物の処理フロー図（概要）



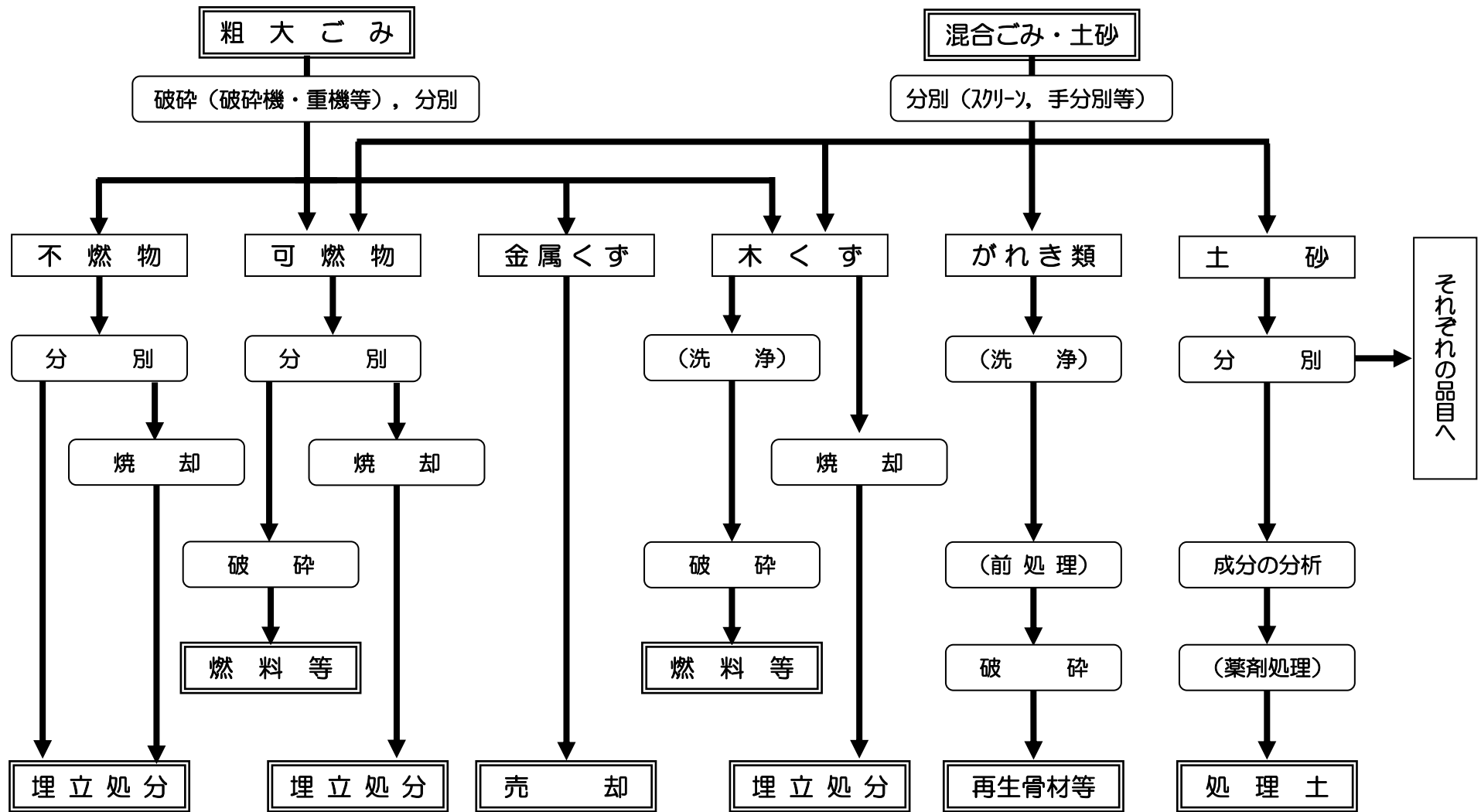
※1 市町村が解体の必要があると判断し、災害廃棄物として処理することが必要と認めたもの。

※2 指定業者等への引き渡しは仮置き場の設置者が行う。

【図 3】 災害廃棄物の処理フロー図（撤去作業）

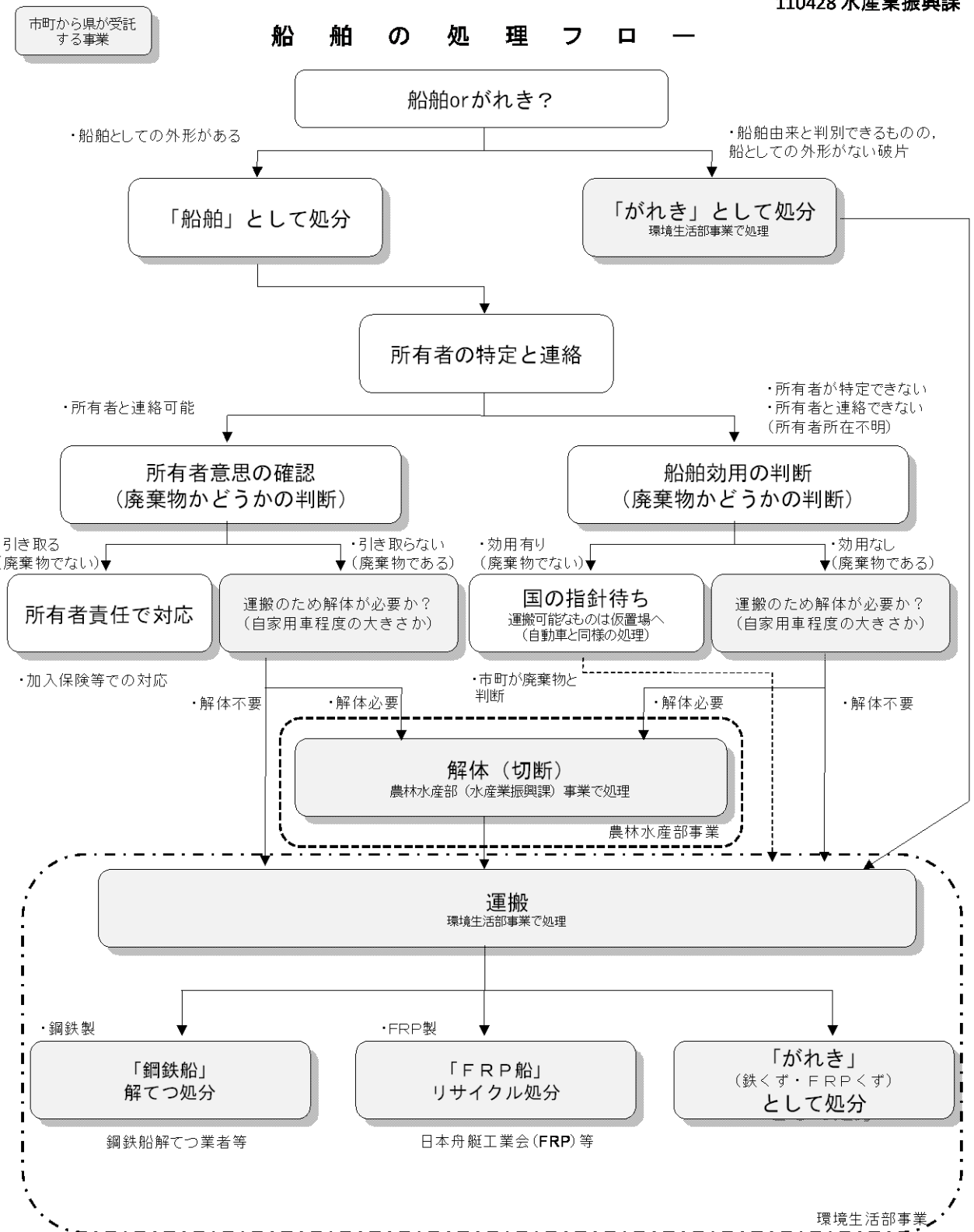


【図4】 災害廃棄物の主な処理フロー図（二次仮置き場内の処理）



※ 粗大ごみ，混合ごみ，廃棄物の混入した土砂以外は，概ね，不燃物，可燃物，金属くず，木くず，がれき類に分類の上，搬入

【図5】船舶の処理フロー



1 定義

(1) 災害廃棄物

災害廃棄物とは、市町村が生活環境の保全上支障があるとし、処理することが特に必要と認めた廃棄物をいう。（平成 19 年 4 月 2 日付け環廃対発第 070402002 号を参照）

(2) 仮置き場

県または市町村が設置する仮置き場の名称等は、それぞれ下表のとおり。

	一次仮置き場	二次仮置き場
設置者	市町村または県	県
設置目的	小規模集積及び分別	大規模集積及び中間処理 (焼却・破砕等)
住民からの受入	可	不可

(3) 対象とする災害廃棄物及び分類

対象とする災害廃棄物は腐敗等により仮置き場での保管ができないもの（腐敗を伴う農産物、水産物、飼料、死亡家畜及び食品等）を除き、概ね、次のものとする。

※ 自動車については、別途、指針を定めるものとする。

イ 可燃物

木くず、廃プラスチック類、廃タイヤ、可燃粗大ごみ（家具、絨毯、畳等）、その他（紙製品、布製品、衣類等）をいう。

ロ 不燃物

がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず）、ガラス・陶磁器くず、金属くず、不燃粗大ごみ（自転車、石油ストーブ等）をいう。

ハ 特定品目

(イ) 家電製品

特定家庭用機器再商品化法施行令第 1 条に規定されるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンとそれ以外の電化製品全般をいう。

(ロ) 船舶

(ハ) 有害廃棄物

爆発性や毒性等があり、健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるものをいう。

(ニ) 廃棄物が混入した土砂（泥状のものを含む）

二 その他

混合ごみ

2 災害廃棄物該当性（市町村が対応）

(1) 災害廃棄物に該当する場合

平成 23 年 3 月 25 日付け「東北地方太平洋沖における損壊家屋等の撤去等に関する指

針」(【資料 1】)の例によるほか、市町村がその処理を行う必要があると判断した場合で、概ね、つぎのようなものが考えられる。

- イ 津波による市街地、農地等への漂着物、流出物等
- ロ 津波・地震により全壊した家屋
- ハ 津波・地震により汚損・損壊した家財等
- ニ 津波・地震により汚損・損壊して生じた中小事業者(中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業)及び条件に合致した大企業の事業系廃棄物

※ 平成 23 年 5 月 2 日付け「災害等廃棄物処理事業の国庫補助について 別紙(5)」(【資料 2】)を参照。

ホ 所有者等が特定でき、津波・地震により半壊した家屋の解体に伴い発生したがれき類

へ 津波・地震による全壊した事業所・工場

ト 所有者等が特定でき、津波・地震により半壊した中小事業者の事業所・工場の解体に伴い発生したがれき類

なお、船舶に関しては、さらに「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)」(【資料 3】)を参考に判断すること。(以下、同様に船舶の取り扱いに関しては当該ガイドラインを参照のこと)

(2) 災害廃棄物に該当しない場合

つぎのようなものが考えられる。

- イ (1)に該当しない事業所・工場、家屋、家財等
- ロ 貴金属その他の有価物及び金庫等の貴重品
- ハ アルバムや位牌、賞状等の所有者個人にとって価値があると認められるもの。
- ニ 石碑、銅像等の文化的・歴史的に価値があると認められるもの。

3 災害廃棄物の撤去処理(市町村が対応(委託を受けた場合は一部県が対応))

市町村と事務の委託を受けた県の役割については、下表のとおり。

		市町村単独		
		市	町	村
(1) 準備	撤去計画の策定	○	○	—
	住民との調整・周知	○	○	—
	所有者の特定と意思確認(※船舶の場合)	○	○	—
(2) 撤去作業	撤去全体の管理・監督	○	○	—
	廃棄物か否かの判断	○	○	—
	作業員の管理・監督	○	—	○

なお、それぞれの留意すべき事項は、つぎのとおり。

(1) 準備

イ 市町村は、被災の程度等を勘案した上で、具体的に各地域の作業の工期や手順、撤去の対象、回収する品目、周知方法等を示した撤去計画を策定すること。

- また、作業着工前までに消防署、警察署、県等の関係者との連絡・調整を図ること。
- ロ 住民との調整や解体作業に関する周知は市町村が行う。
- なお、周知の方法は、新聞、テレビ、ラジオ等による広報や広報誌への掲載、各避難所での説明会の開催・チラシの一定期間の掲示、対象区域の人目につきやすい場所への看板の設置等を一定期間行うことが考えられる。
- ハ 周知する内容は、作業日時、区域、撤去する物及び回収した品（金品等の有価物・思い出の品等）の保管先等とする。
- なお、作業実施後も一定の期間は、看板は継続して掲示することが望ましい。
- ニ 船舶に関しては、市町村が所有者を特定し、特定できるものは引き取りの意思を確認し、所有者の特定ができない場合や連絡がつかない場合には船舶としての効用の有無により廃棄物か否かを判断するものとする。
- ホ トラクター等の農業用機械、自動二輪車でナンバープレート等があるものは、市町村が所有者を特定し、引き取りの意思を確認すること。
- ヘ 民有地内のがれき撤去作業や損壊家屋の解体撤去作業に着工する前には所有者等から承諾を得るものとする。また、所有者等の所在が不明の場合には、その相続人から承諾を得るものとする。
- ト 県が委託を受けた場合は、作業実施前に撤去計画の他、市町村が調整したつぎの事項等についても確認しておくこと。
- (イ) 土地所有者等の承諾や立会の希望の程度
 - (ロ) 解体・撤去しないで残置しておく家屋、自動車、船舶に関する情報
 - (ハ) 疑義が生じた際の連絡先と担当者名
 - (ニ) 新たに大規模な地震が発生した際の避難場所や避難経路
- チ 所有者及びその相続人等に連絡が取れない場合には一定期間、公告を行った後に解体・撤去するものとし、必要な場合には建物の価値等について専門家の判断を求めること。
- リ 土地所有者等により、敷地内のがれきの撤去作業等を拒まれた場合、地域の復興や行方不明者の捜索に支障を来すおそれがあることを十分に説明し、理解を得ること。それでもなお、拒まれた場合には警察と対応を協議すること。
- ヌ 市町村（委託を受けた場合は県）は、県警本部から災害復旧工事等に伴う暴力団及び暴力団関係企業への資金流入に対する注意喚起が行われていることを踏まえ、災害廃棄物の解体・撤去・運搬等を委託する事業者の選定においては、資格の有無や事業者の実績、施設的能力等の確認を十分に行うこと。
- ル 市町村（委託を受けた場合は県）は、作業に従事する作業員用にマニュアルを作成し、注意事項を周知徹底すること。特に作業中に疑義が生じた際は、速やかに市町村の担当者に連絡し、その指示に従うことを徹底させること。

(2) 撤去作業

イ 作業開始前

- (イ) 市町村は、撤去計画に基づき、実施すること。また、委託を受けた県が撤去作業を行う場合には、市町村の定める計画に基づき市町村との調整のうえ、実施すること。

- (ロ) 市町村は、撤去作業にできる限り土地・建物、船舶の所有者や管理者等の立会を求めること。
- (ハ) 市町村（委託を受けた場合は県）は、着手前に可能な限り、全体量を把握するとともに、その状況を確認できるよう撤去前・後において写真撮影を行うこと。
- (ニ) 作業に従事する場合は、石綿の飛散防止や粉じん対策に十分注意を払うとともに、作業員には、安全靴、ゴム手袋、ヘルメット、適切な規格のマスク、ゴーグル等を着用させ、身の安全を確保させること。

ロ 作業中

- (イ) 市町村（委託を受けた場合は県）は、誘導員を配置する等、作業中の周辺の安全や交通渋滞緩和に注意を払うこと。
- (ロ) 市町村（委託を受けた場合は県）は、自動車、船舶に関して、転倒防止対策、転落防止対策、燃料・潤滑油等の漏えい防止対策等を図った上で撤去作業に臨み、二次災害の防止に努めること。
- (ハ) 市町村（委託を受けた場合は県）は、解体・撤去作業にあたって、行方不明者の捜索、貴重品・思い出の品等の回収作業にも十分に配慮すること。
- (ニ) 実際に作業にあっている者が行方不明者を発見した場合には、現状を保全しつつ、速やかに最寄りの警察署に届け出ること。なお、警察が臨場するまでの間、ご遺体に対して毛布をかける、まわりを不透明のビニールシートで覆う等の配慮をすること。さらには発見時の様子等を臨場した警察官に説明できるようにしておくこと。
- (ホ) ほとんどの場合、保管庫ごと流出していると考えられるが、猟銃が発見された事例もあることから、発見時には速やかに最寄りの警察署に連絡すること。
- (ヘ) 市町村は、金品、貴金属、金庫等の貴重品を発見した場合は、発見した場所等がわかるように写真撮影等の記録を行った後、管轄する警察に引き渡すこと。委託を受けた県の場合は、同様に記録した後に市町村又は警察に引き渡すこと。
- (ト) 市町村は、アルバム、位牌、賞状等の思い出の品を発見した場合、発見した場所等がわかるように写真撮影等の記録を行った後、紛失に留意しつつ、保管しておくこと。また、委託を受けた県も同様に記録した後、一日毎に市町村に引き渡すこと。その後、市町村は、保管している思い出の品の返還の機会を設けること。
- (チ) 津波により流出したもののうち、文化的・歴史的に価値があると認められるものに関しては、震災後、専用の標識が取り付けられていることがある。その場合は撤去しないで、各市町村の教育委員会の指示を仰ぐこと。
- (リ) 所有者が特定できないまたは連絡が取れない船舶であっても、市町村が船舶として効用があるとして判断した場合には、一定期間、保管しておく必要があり、所有者に返却される可能性もあることから市町村（委託を受けた場合は県）は、より慎重に撤去作業にあたること。
- (ヌ) 家屋の解体にあたって、建材等に飛散性石綿が使用されていることが明らかな場合は、労働安全衛生法や大気汚染防止法等の関係法令に則り、作業員の安全や解体周辺地の環境保全を確保し、石綿の飛散防止を徹底すること。
- (ル) 緊急時を除き、家屋等のミンチ解体は行わないこと。また、今後の復興作業に

支障が生じないように、境界石、コンクリート杭、金属鈺等の境界標識の保存に配慮すること。

- (7) 作業中に生じた疑義は、所有者等の意思や土地家屋調査士等の専門家の意見を参考に市町村が判断し、作業員に指示すること。

ハ 作業終盤

- (イ) 撤去したものは可能な限り、現場での分別を徹底すること。主な分別の区分は下表のとおり（船舶を除く）。

区 分	品 目	
可 燃 物	木くず（さらに海水及び泥の付着の多いものと少ないものとに分別することが望ましい）	
	廃プラスチック類，廃タイヤ	
	可燃粗大ごみ（家具，絨毯，畳等）	
	その他（紙製品，布製品，衣類等）	
不 燃 物	がれき類（コンクリートくず，アスファルトくず）	
	ガラス，陶磁器くず，瓦	
	金属くず	
	不燃粗大ごみ（自転車，石油ストーブ等）	
特定品目	家電製品（テレビ，冷蔵庫，洗濯機，エアコン，パソコン，電子レンジ等）	
	有害廃棄物	鉱物油（ガソリン，灯油，軽油，重油等）
		有機溶媒（シンナー，塗料等）
		薬品類（農薬や毒物・劇物等）
		廃石綿（飛散性）及び石綿含有廃棄物（非飛散性）
		ヒ素含有石膏ボード
		PCB 含有機器（トランス・コンデンサー等）
		ガスボンベ（LP ガス，高圧ガス等）
		フロンガス封入機器（業務用冷凍機器，空調機器等）
		アンモニアガス封入機器（業務用冷凍機器）
		消火器
		火薬，花火，猟銃の弾丸等
	感染性廃棄物	
廃棄物が混入した土砂（泥状のものを含む）		
そ の 他	混合ごみ	

- (ロ) 撤去・運搬車両への積み込みの際は、日常生活から発生する生活系廃棄物が混入しないように留意すること。

4 解体・撤去現場から一次仮置き場への運搬（市町村が対応（委託を受けた場合は一部県が対応））

- (1) 運搬車両への積み込み後、積み込み場所、運搬車両の積載量（体積）、積載物の種類、搬出先を記録した記録用紙とともに搬出する。
- (2) 車両には、災害廃棄物運搬車両の表示をする。

- (3) 運搬車両は、荷台をシート等で覆う等、廃棄物が飛散流出しないよう防止対策を行う。
- (4) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じる。
- (5) 廃石綿（飛散性）は二重に梱包した上で、他の物と混合するおそれのないよう区別し、運搬する。廃石綿（非飛散性）に関しても同様の取り扱いとする。
- (6) 中身が不明なドラム缶等を発見した場合は、不用意に開栓せず、転倒による漏えい等に注意して運搬する。
- (7) PCB の含有が否定できないトランス、コンデンサーを積み込む際には、機器の破損状態や油の漏れの有無を確認すること。それらが確認された場合には、市町村担当者を通じて管轄保健所に連絡し、油の漏えい防止策や仮置き場への運搬方法等の指示を受けること。油の漏えいが認められるものの、保健所の指示がすぐ受けられないような場合には、当該機器全体をビニールシートで覆う等の措置を講じること。
 なお、作業を行う場合には、厚手のビニール手袋等を使用し、素手で触れないように注意すること。
- (8) 搬入先は、原則、市町村が設置した一次仮置き場に搬入する。ただし、搬入すべき仮置き場が満杯になった場合等の特別な理由がある場合には、県が設置した一次仮置き場に搬入することもあり得る。
- (9) 大型船舶に関しては現地で、概ね、ユニック車等に積載できる程度の大きさに切断し、一次仮置き場に搬入するものとする。
- (10) 積載した船舶の落下防止、燃料・潤滑油等の飛散流出防止には、十分に配慮すること。
- (11) 船舶に関しては、がれき類と搬入先が異なる場合があることから注意すること。

5 一次仮置き場（市町村が対応（県が設置した場合は県が対応））

(1) 施設

一次仮置き場に設ける施設には、つぎのようなものが考えられる。

イ 管理事務所

ロ 分別用ヤード

ハ 廃棄物保管場所

(イ) 可燃物置き場

- ① 木くず（さらに海水及び泥の付着の多いものと少ないものに区分できることが望ましい）
- ② 廃プラスチック類、廃タイヤ
- ③ 可燃粗大ごみ（家具、絨毯、畳等）
- ④ その他（紙製品、布製品、衣類等）

(ロ) 不燃物置き場

- ① がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず）
- ② ガラス、陶磁器くず
- ③ 金属くず
- ④ 不燃粗大ごみ（自転車、石油ストーブ等）

(ハ) 家電製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、電子レンジ等）置

き場

(ニ) 船舶置き場（単独で設置されることもある）

(ホ) 有害廃棄物置き場

品目の区分は、3の(2)ハの表を参照

(ハ) 廃棄物が混入した土砂（泥状のものを含む）置き場

(ト) 混合ごみ置き場

ニ 破砕処理施設（一次仮置き場の延命化、二次仮置き場の負担軽減からも設置することが望ましい。）

(イ) 木くず破砕処理施設

(ロ) がれき破砕処理施設

ホ 破砕処理後物置き場（必要に応じて設置）

その他として、施設周囲を囲い、門扉は施錠できる構造が望ましい。

(2) 管理・運営

イ 災害廃棄物の保管場所である旨の表示を行う。

ロ 受け入れ時間内は管理人を常駐させ、無秩序な荷下ろしや不法投棄等を防止すること。

ハ 災害廃棄物搬入の際は、搬入物等を記載した記録用紙を用いて確認し、保管する。

住民が直接搬入する場合には、荷台を実際に確認し、必要に応じて分別ヤードで分別させた上で受け入れを認め、発生場所、搬入物、積載量（体積）を確認し、記録する。

ニ 県が設置する一次仮置き場に各市町村が災害廃棄物を搬入した場合は、県は運転手が持参した記録用紙と搬入物に間違いがないか確認し、記録用紙は市町村ごとに保管する。

ホ 廃棄物等からの汚濁水の発生が懸念される場合、遮水シート等の設置により汚濁水の地下浸透を防止すること

ヘ 飛散防止ネットの設置、散水による飛散防止を行うこと。

ト 消石灰等による消毒及び消臭剤の散布等による悪臭対策を行うこと。

チ 消火器や防火用水の他に土砂と重機も備えておくことが望ましい。

リ 中身が不明なドラム缶については、ある程度の数がまとまった段階で、消防署の助言や立ち会いを求め、仮置き場の設置者が適切に処分すること。

ヌ がれき類の分別、船舶の所有者確認等の際に新たに貴重品等が見つかった場合の取り扱いは、3の(2)ロの取扱いに準じる。

ル 県に委託し、二次仮置き場に搬入する廃棄物はできる限り分別した上で搬入することとし、また、可能な限り下表の例示に従い処理し、搬入量の減量化に努めるものとする。それ以外の市町村においても下表を参考に適切に処分すること。

区 分	品 目	対 応
可 燃 物	木くず	再資源化の上、場外へ搬出。または二次仮置き場への搬入
	廃プラ類、廃タイヤ	二次仮置き場へ搬入
	可燃粗大ごみ	二次仮置き場へ搬入
	その他(紙、布、衣類等)	再資源化の上、場外へ搬出。または二次

		仮置き場への搬入
不燃物	がれき類	再資源化の上，場外へ搬出。または二次仮置き場への搬入
	ガラス・陶磁器くず	二次仮置き場へ搬入
	金属くず	売却
	不燃粗大ごみ	二次仮置き場へ搬入
特定品目	家電4品目	各メーカーの指定引き取り場所へ搬入。ただし，津波被害を受けたものは処分
	4品目以外の家電	売却または処分
	パソコン	パソコン 3R 推進協議会 (03-5282-7820) へ引き渡す。ただし，津波被害を受けたものは処分
	自動販売機（清涼飲料水のものに限る）	清涼飲料自販機協議会 (03-3517-5579) へ引き渡し
	船舶	所有者等と一定期間，連絡が取れない等で処分が必要と判断された場合は二次仮置き場へ搬入
	有害廃棄物	【参考1】を参照
	廃棄物が混入した土砂	二次仮置き場へ搬入
その他	混合ごみ	二次仮置き場へ搬入
実施主体は，仮置き場の設置者。ただし，二次仮置き場への搬入は市町村と県との協定の内容による。		

ヲ 木くずを破碎後に長期間保管した場合，発火のおそれがあるので，搬出先が確定するまでの間は，除塩対策も含め，破碎せずに保管しておくことが望ましい。

ワ PCB 及び廃石綿等については，特に分別や管理に注意を要するので，詳細は以下の通知などを参照のこと。

(イ) 津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（【資料4】）

(ロ) 廃石綿が混入した災害廃棄物について（【資料5】）

6 一次仮置き場から二次仮置き場への運搬（市町村が対応（委託を受けた場合は県が対応））

- (1) 二次仮置き場への搬入は，別途，定める搬入・処理計画に従い，各市町村ごとに行うこととする。
- (2) 運搬車両への積み込み後，積み込み場所，運搬車両の積載量（体積），積載物の種類，搬出先を記録し，記録用紙とともに搬出する。
- (3) 災害廃棄物運搬車両の表示をする。
- (4) 搬入時には，市町村または県で発行する搬入許可証を車両の見やすい場所に掲示しておくこと。
- (5) 運搬車両は，荷台をシート等で覆う等，廃棄物が飛散流出しないよう防止対策を行う。
- (6) 悪臭，騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じる。

7 二次仮置き場（県が対応）

※ 二次仮置き場は県内に数か所程度設置の予定であるが、設置場所及び施設の詳細設計が未定である。

よって、一般的に想定される施設とその運用について記載し、随時、見直しを行っていく予定。

なお、施設の設置に関しては、環境に配慮した機器等を用い、処理に関してもできる限り再生利用できる方式を採用していく。

(1) 施設

二次仮置き場に設ける施設には、つぎのようなものが考えられる。

イ 管理事務所（トラックスケールを含む）

ロ 分別用ヤード

ハ 廃棄物保管場所

(イ) 可燃物置き場

① 木くず（さらに海水及び泥の付着の多いものと少ないものに区分できることが望ましい）

② 廃プラスチック類、廃タイヤ

③ 可燃粗大ごみ（家具、絨毯、畳等）

④ その他（紙製品、布製品、衣類等）

(ロ) 不燃物置き場

① がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず）

② ガラス、陶磁器くず

③ 金属くず

④ 不燃粗大ごみ（自転車、石油ストーブ等）

(ハ) 船舶置き場

(ニ) 有害廃棄物置き場

(ホ) 廃棄物が混入した土砂（泥状のものを含む）置き場

(ヘ) 混合ごみ置き場

(ト) 中間処理後物（焼却灰、ばいじん等）置き場

(チ) 再生利用品（再生砕石、木材チップ等）置き場

ニ 処理施設

(イ) 木くず破碎施設（前処理施設を含む）

(ロ) 廃タイヤ、廃プラスチック破碎施設（前処理施設を含む）

(ハ) がれき類破碎施設（前処理施設を含む）

(ニ) 粗大ごみ処理施設

(ホ) FRP 切断施設

(ヘ) 混合ごみ・土砂分別処理施設

(ト) 廃棄物洗浄施設（がれき類・木くず等の塩分・泥の除去施設）

(チ) 焼却施設（前処理施設を含む）

(リ) ばいじん処理施設

ホ 付帯施設

- (イ) 油水分離槽， pH 調整槽
- (ロ) 施設周囲への囲い， 施錠できる門扉

(2) 管理・運営

- イ 災害廃棄物の保管・処分場所である旨の表示を行う。
- ロ 敷地内には遮水シート等の設置及び排水溝の設置により汚水の地下浸透を防止すること。
- ハ 飛散防止ネットの設置， 散水等による飛散防止を行うこと。
- ニ 消石灰等による消毒及び消臭剤の散布等による悪臭対策を行うこと。
- ホ 消火器や防火用水の他に土砂と重機も備えておくことが望ましい。
- ヘ 搬入車両は， 事前に登録した車両のみとし， 搬入市町村も曜日等で区分し， 周辺の交通渋滞の緩和に配慮する。
- ト 受け入れ時間内には， 管理人を常駐させ， 無秩序な荷下ろしや不法投棄等を防止すること。
- チ 受入時には， トラックスケールで計量後， 運転手が持参した記録用紙と搬入物に間違いがないかを確認し， 記録用紙は市町村ごとに保管する。
- リ 施設の稼働に際しては， 環境関係法令を遵守すること。また， 定期的に大気， 排水， 騒音・振動， 悪臭等に関して測定し， それを記録・保存しておくこと。
 - 大気汚染防止法， ○水質汚濁防止法， ○騒音規制法， ○振動規制法， ○悪臭防止法， ○ダイオキシン類対策特別措置法， ○宮城県公害防止条例等

(3) 廃棄物の処理

i) 可燃物系

イ 木くずの処理

(イ) 選別

- ① 目視により異物の確認をし， 除去
- ② 海水や泥などの付着具合による処理方法（洗浄の必要性や破砕または焼却）の決定。

(ロ) 破砕

- ① 一次破砕機により， 粗破砕を行う。
- ② 二次破砕機により， 再生利用できる規格に破砕する。

(ハ) 焼却（再生利用できないもの）

- ① ある程度の土砂を除いた後に， 必要に応じて， 前処理用の破砕機による荒破砕
- ② 投入量や燃焼温度に留意し， ダイオキシン類の発生抑制に務めた焼却を行う。

ロ 廃プラスチック・廃タイヤの処理

(イ) 選別

目視による処分方法（破砕， 焼却または埋立）の決定

(ロ) 破砕

- ① 一次破砕機により， 粗破砕を行う。
- ② 二次破砕機により， 再生利用できる規格に破砕する。

- (ハ) 焼却または埋立（再生利用できないもの）
 - ① 焼却する投入量や燃焼温度に留意し、ダイオキシン類の発生抑制に努めた焼却を行う。
 - ② 埋立処分の場合は、搬出するまで、飛散流出に注意した保管を行う。
- ハ 可燃粗大ごみの処理
 - (イ) 前処理
 - 重機等により、できる限り解体する。
 - (ロ) 破碎
 - 破碎機により、減容化を行う。
 - (ニ) 選別
 - 磁選機及び粒度選別機により、可燃物、不燃物、金属に選別を行う。
- ii) 不燃物系
 - イ がれき類の処理
 - (イ) 選別
 - ① 必要に応じて洗浄を実施する。洗浄しない場合は、散水し、粉じんの発生抑制に努める。
 - ② 目視による石綿（アスベスト）の有無の確認。石綿の飛散による健康被害の発生に注意すること。
 - (ロ) 破碎
 - ① 重機による小割、鉄筋の抜き取り等の前処理を実施
 - ② 一次破碎機により、粗破碎を行う。
 - ③ 二次破碎機により、再生利用できる規格に破碎する。
 - ロ 金属くずの処理
 - 搬出まで、飛散流出に注意しつつ、保管。事業者へ売却。
 - ハ FRP の切断
 - (イ) 前処理
 - 重機等により、できる限り解体する。
 - (ロ) 切断
 - 運搬や処理効率を上げるため、船体部のFRPを切断する。なお、切断に際しては、ガラス繊維の飛散に注意する。
- ニ 不燃粗大ごみの処理
 - (イ) 前処理
 - 重機等により、できる限り解体する。
 - (ロ) 破碎
 - 破碎機により、減容化を行う。
 - (ハ) 選別
 - 磁選機及び粒度選別機により、不燃物、金属に選別を行う。
- iii) 混合廃棄物系
 - イ 廃棄物が混入した土砂（泥状のものを含む）の処理
 - (イ) スクリーン等により、極力、夾雑物を分別。
 - (ロ) 土砂の有害物質、油分等の分析

(ハ) 必要に応じて、薬剤による固化等の処理を行い、処理土として盛り土等に利用する。

ロ 混合ごみの処理

(イ) 複数のスクリーン等を用いて、細かい廃棄物を含んだ土砂とそれ以外に分別。

(ロ) 手分別や重機により、がれき類、可燃物、金属くずに分別

(ハ) それぞれを各ストックヤードに搬出する。

iv) その他

イ ばいじんの処理

ばいじんについては、セメント固形化やキレート剤等の薬剤処理を行い、重金属が溶出しないよう安定した状態にして埋立処分を行う。

ロ その他の廃棄物

二次仮置き場への搬入を想定していないものが、万一、他の廃棄物に混入していた際には、5の(2)の表を参考に処理する。

(4) 破碎量及び焼却量の推計

県内全域（仙台市分を除く）の推計値は、現在、集計中

8 二次置き場から最終処分先への運搬（県が対応）

(1) 搬出する中間処理後物の数量を確認するため、運搬車の積載量（荷台検収）、台数等を記録すること。

(2) 廃棄物が飛散・流出又は漏れ等を防止するため、必要に応じてビニールシート及びロープをかけて運搬をする。

(3) 悪臭が発生しないよう努め、万が一発生した場合は消臭等の対策を直ちに講ずる。

(4) 法定速度を遵守し走行することにより、騒音・振動の対策をする。

(5) 災害廃棄物運搬車両の表示をする。

(6) 運搬中の廃棄物について撤去場所、積載量、搬出先等の情報を記載した書面等を携帯し、求められた場合は提示できるようにしておくことが望ましい。

9 再生利用（県又は市町村が対応）

(1) 再生利用方法

イ 可能な限り廃棄物の減量・再生化に務めていく。但し、石綿の付着又は混入が疑われるものについては、再生化は行わない。

ロ 破碎した廃木材等は、燃料、堆肥化材、家畜敷材、製紙原料、パーティクルボード原料として、農家や製造業者等への売却を検討する。

ハ 破碎したがれき類については、建設業者への売却等を検討する。

ニ 破碎した廃タイヤについては、燃料として製造業者等への売却を検討する。

ホ 破碎した廃プラスチックについては、硬質系のはプラ原料として、軟質系のはRPF原料として製造業者等への売却を検討する。

ヘ 選別した金属くずは、古物商等の金属取扱い業者に売却を行う。

(2) 再生利用量の推計

県内全域（仙台市分を除く）の推計値は、現在、集計中

10 最終処分（県又は市町村が対応）

(1) 埋立処分

イ 再生利用が困難なもの、焼却灰、ばいじんについては、原則的には廃棄物の排出割合に応じて、各市町村もしくは広域事務組合所管の一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処分するものとする。

ロ 但し、日常で発生する家庭ゴミの処理量を勘案すると、最終処分場の残余容量が逼迫するため、環境省に受け入れ先の調整を要請するほか、近隣県等にも受け入れを依頼する。

(2) 埋立処分量の推計

県内全域（仙台市分を除く）の推計値は、現在、集計中

【参考1】

品 目	初 期 対 応	処 分 方 法
鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）	河川等に漏えいしている場合は、消防署に通報。 それ以外の場合は、固定等の転倒防止、オイルパンを敷く等の漏えい防止措置や火気厳禁の取り扱い。	産業廃棄物処理業者等の専門業者に処分を依頼
有機溶媒（シンナー、塗料等）	固定等の転倒防止、ビニールシートで覆う等の漏えい防止措置や火気厳禁の取り扱い。	産業廃棄物処理業者等の専門業者に処分を依頼
薬品類（農薬や毒物・劇物等）	むやみに触らず、取り扱いが不明な薬品類は、消防署や県保健所に連絡して指示を仰ぐ。	回収した場合は、産業廃棄物処理業者等の専門業者に処分を依頼
廃石綿（飛散性）・石綿含有廃棄物（非飛散性）	がれきの撤去現場、仮置き場では、常に飛散しているものとして防じんマスクを着用した上で作業する。	回収後は、プラスチックの袋やフレコンバッグで二重梱包し、各市町村の最終処分場等へ搬入
ヒ素含有石膏ボード	再生利用されないように他の建材等と区別しつつ回収。青色で「OY」の表示	製造業者へ返却
PCB 含有機器（トランス・コンデンサー等）	PCB 含有の有無を所有者に確認。またはメーカーや保健所に照会。	他の廃棄物と分別して保管。保管中は固定等の転倒防止、密閉容器に収納等の油漏えい防止及び雨水対策等を講じる。
ガスボンベ（LP ガス、高圧ガス等）	固定する等の転倒防止、衝撃防止措置及び火気厳禁の取り扱い。	高圧ガスボンベは、宮城県高圧ガス保安協会（022-221-5077）に、LP ガスは社団法人宮城県 LP ガス協会（022-225-0929）に引き渡す。
フロンガス封入機器（業務用冷凍機器、空調機器等）	社団法人宮城県フロン回収事業協会（022-782-0771）へ連絡。	一般社団法人宮城県フロン回収事業協会による現地でのフロンガスの回収を依頼
アンモニアガス封入機器（業務用冷凍機器）	漏えい時には、周辺（特に風下側）住民の待避措置及び消防署、警察署への通報。	製造業者等の専門業者による回収を依頼
消火器	転倒防止、衝撃防止措置及び火気厳禁の取り扱い。	回収後、社団法人日本消火器工業会（03-3866-6258）に処分依頼
火薬、花火、猟銃の弾丸	発見現場を保全しつつ、消防署、警察署に通報	関係行政機関の指示に従う
感染性廃棄物	素手での取り扱い禁止。屋内保管等の飛散流出防止措置	二次仮置き場で焼却または産業廃棄物処分業者に処分依頼

【参考2】災害廃棄物運搬記録表（見本）

災害廃棄物運搬記録表			
搬出年月日	平成 年 月 日		
排出市町村名	〇〇市		
排出場所	1 緊急仮置き場（所在地：〇〇市〇〇地区） 2 1次仮置き場（所在地：△△町〇〇地区）		
搬入先	1 〇〇地区2次仮置き場（所在地：〇〇市〇〇） 2 △△地区2次仮置き場（所在地：△△市〇〇） 3 □□地区2次仮置き場（所在地：□□町〇〇） 4 ◎◎地区2次仮置き場（所在地：◎◎市〇〇）		
車両の登録番号	宮城〇〇 あ 〇〇-〇〇		
積載物の種類及び量	可燃物	木くず（海水・泥の付着 大）	台, t, m ³
		木くず（海水・泥の付着 小）	台, t, m ³
		粗大ごみ（家具, 絨毯, 畳等）	台, t, m ³
		その他（紙製品, 布製品, 衣類等）	台, t, m ³
	不燃物	がれき類	台, t, m ³
		ガラス, 陶磁器, 瓦	台, t, m ³
		金属くず	台, t, m ³
		不燃粗大（自転車, ストープ等）	台, t, m ³
	家電類	()	台, t, m ³
		()	台, t, m ³
		()	台, t, m ³
		()	台, t, m ³
	有害廃棄物	()	台, t, m ³
		()	台, t, m ³
		()	台, t, m ³
		()	台, t, m ³
土砂		台, t, m ³	
その他		台, t, m ³	

■一次仮置き場 現場責任者 署名欄： _____

■二次仮置き場 現場責任者 署名欄： _____

〇〇市第〇〇号

搬入許可証

登録番号

宮城〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

登録自治体

〇 〇 市印

- ※ 写しは無効
- ※ 分別の上、搬入すること
- ※ 現場責任者の指示に従うこと